

大分県学校生活協同組合組合員証利用規約

第1条 (目的)

1. この規約は、大分県学校生活協同組合（以下「学校生協」といいます。）と株式会社オーシー（以下「OC」といいます。）が業務提携により学校生協の発行する組合員証の取扱いについて提携カード会員規約に準拠して定めるものとします。

第2条 (組合員証の発行)

1. 学校生協は、組合員及びその家族に学校生協とOCとの業務提携により、二社が認めた場合にOCカードの機能を有する組合員証を発行し、貸与するものとします。

2. 組合員は第1項の組合員証の発行を学校生協に申込むものとします。

3. 第1項の組合員証の申込者は、本規約及び提携カード会員規約を承認の上、学校生協を経由しOC宛申込むものとします。

第3条 (組合員証の所有権と占有移転の禁止)

1. 組合員は、学校生協より組合員証を貸与された時は、直ちにその署名欄に組合員自身の署名をしなければなりません。

2. 組合員証の利用は、組合員証に氏名が印字された組合員本人に限り、他の者に利用させることはできません。

3. 組合員証の所有権は、二社にあり組合員証を他人に譲渡、貸与または質入れその他担保に提供するなど組合員証の占有を第三者に移転することは一切できません。万一、提携カード会員規約一般条項第18条に該当し、組合員に組合員証の返却を求める場合は、二社の何れからでも返却を求めることができるものとします。

4. 前各項の何れかに違反して組合員証が利用された場合、その組合員証の利用代金については全て組合員がその支払いの責を負うものとします。

第4条 (年会費)

組合員は、提携カード会員規約一般条項第4条に定める年会費は無料とします。

第5条 (組合員証の利用方法)

1. 組合員は、OCと加盟契約をしている学校生協指定店及びOCと契約している加盟店及びOCが提携したクレジットカード会社が加盟する Visa Worldwide Pte. Limited に加盟する他のクレジットカード会社・金融機関と契約した日本国内・国外の提携会社の加盟店(以下「加盟店」といいます。)に組合員証を提示し所定の供給伝票、売上票などに本人の署名を行うこと等提携カード会員規約カードショッピング条項第35条に定める方法によって物品の購入並びにサービスの提供を受けることができます。又組合員は組合員証を利用して、OCから金銭の借入れを受けることができます。

2. 物品の購入並びに受けたサービスに関する紛議は、組合員と学校生協指定店、加盟店とにおいて解決するものとします。

3. 学校生協指定店での組合員証使用については、学校生協規約によるもの（但し、クレジットカード機能使用の場合は提携カード会員規約による）とし、加盟店で使用の場合は提携カード会員規約によるものとします。

第6条 (組合員証の利用可能枠)

1. 組合員証のクレジットカード利用可能枠はOCが定めた金額とし、組合員に通知するものとします。

2. 組合員はOCが承認した場合を除き、クレジットカード利用可能枠を超えて組合員証を使用してはならないものとします。又OCの承認を得ずにクレジットカード利用可能枠を超えて組合員証を利用した場合は、クレジットカード利用可能枠を超えた金額を一括して直ちにOCにお支払いいただきます。

第7条 (代金の決済方法)

1. 組合員がOCと加盟契約をした学校生協指定店でのクレジットカード機能利用の利用代金の支払方法は、提携カード会員規約カードショッピング条項第37条の通りとなります。

2. 加盟店で使用した場合は、提携カード会員規約に定める方法とします。

第8条 (情報等の提供)

組合員は、学校生協及びOCよりカードショッピングやクレジットに関する消費者教育情報等を受けることができます。

第9条 (組合員証の利用、貸与の禁止、法的措置など)

1. 組合員が支払いを怠るなど規約に違反した場合は、次の措置をとることができます。

(1) 組合員証の利用の停止

(2) 組合員証の返却

(3) 学校生協指定店、加盟店などに対する当該組合員の無効通知。

2. 前項各号の措置は学校生協指定店、加盟店などを通じて行われるほか、二社の方法によって行われます。

第10条 (組合員証の紛失、盗難事故の責任と免責)

1. 組合員は、第2条1項の組合員証を紛失または盗難にあった場合、提携カード会員規約一般条項16条に定めるとおりとします。

2. 組合員証は、二社が認める場合に限り再発行いたします。

第11条 (組合員証の有効期限)

1. 組合員証の有効期限は、二社が指定するものとし、組合員証の表面に西暦で月・年の順に記載し、その月の末日までとします。

2. 組合員証の有効期限が到来する場合、二社が不適当と判断する場合を除き引き続き新しい組合員証を送付します。

第12条 (変更事項の届出)

組合員は、氏名、住所、指定預金口座等について変更があった場合には、OCに通知するものとします。

第13条 (学校生協からの脱退)

組合員は、学校生協から脱退する時は、所定の届出書に組合員証を送付して学校生協宛に提出するものとします。

第14条 (規約の変更)

本規約の挿入、変更が生じた場合、学校生協の機関紙などで告知します。告知後に組合員証を利用した場合は、変更事項、又は新利用規約を承認したものとみなします。

会員規約の追加条項について

学校生協組合員証カードは、当社が大分県学校生活共同組合と提携して発行するカードの為、以下の条項が提携カード会員規約に追加されます。

記

《 一般条項 第4条の追加 》

本カードの年会費は無料とします。

《 個人情報の取扱いに関する同意条項の追加 》

第52条（個人情報の提供及び委託）

3. 個人情報の提供について

会員は、当社が提携先に対し保護措置を講じた上で第49条1項(1)(2)の個人情報を提供し、提携先が利用することに同意します。

○当社と個人情報の提供に関する契約を締結した提携先会社名・利用目的・連絡先

提携先会社名	利用目的	連絡先
大分県学校生活共同組合	組合員の管理、及びサービスの提供に利用する為	〒870-0949 大分市かたしま台1丁目1番1号 TEL 097-567-4000

《 カードショッピングのご案内（別表）の追加 》

◎回数指定払い

・支払回数、支払期間、実質年率等

支払回数	1回	2回	3回	5回	6回	10回	12回	15回	18回	20回	24回	30回	36回
支払期間（ヵ月）	1	2	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率（％）	0	0	9.87	10.93	11.23	11.83	11.97	12.09	12.16	12.18	12.20	12.18	12.13
現金価格100円当りの 分割手数料の額（円）	0	0	1.65	2.75	3.30	5.50	6.60	8.25	9.90	11.00	13.20	16.50	19.80

※ボーナス一括払いの手数料は0%です。※ボーナス併用分割払いの実質年率は上記と異なる場合があります。

支払方法	手数料率	締め・お支払い
回数指定払い	実質年率 9.87%～12.20%	毎月25日締切 (翌月から毎月26日支払い)

●分割払い支払例：100,000円（消費税込）の10回払いをご利用された場合

分割手数料	100,000円 × (5.5円/100円)	= 5,500円
支払総額	100,000円 + 5,500円	= 105,500円
分割払金	105,500円 ÷ 10回	= 10,550円

以上

《 提携先 》

大分県学校生活協同組合
〒870-0949 大分市かたしま台1丁目1番1号
TEL/097-567-4000

株式会社オーシー
〒870-0027 本社/大分市末広町2丁目3番28号
TEL/097-537-0404 (代表)
ホームページアドレス/https://www.occard.jp
登録番号/九州経済産業局長 九州(包)第2号
九州財務局長第00046号

(2022.12)